

IEEEのペテントポリシーを巡る 最新の動きとその分析

小 林 和 人*
平 塚 三 好**

抄 録 標準化団体の多くは、技術標準の策定に際しての必須特許の取り扱いをペテントポリシーとして策定し、運用している。一般に、ペテントポリシーでは必須特許を保有する企業に対して必須特許を実施許諾する意思の有無を宣言（FRAND宣言）させていた。しかし、FRAND宣言では必須特許の実施許諾するに際しての合理的実施料がどのくらいの料率、金額であるか（FRAND条件）が不明確であった為、必須特許に基づく特許侵害訴訟が多発して合理的実施料の算定が争点となった。このような状況を背景として、標準化団体の一つであるIEEEでは、長年の議論を重ね、ペテントポリシーのFRAND条件に関する大幅な改訂を行った。本稿では、標準化団体のIEEEの標準規格策定、FRAND宣言の手続、ペテントポリシーの改訂経緯を整理し、考察した。さらに、ペテントポリシー改訂後の関係企業の最新の動きをまとめ、考察を加えた。

目 次

1. はじめに
2. IEEEの概要
 2. 1 IEEEの組織構成
 2. 2 IEEEにおける標準化の手続
 2. 3 IEEEにおけるFRAND宣言の手続
 2. 4 IEEEのペテントポリシー改訂経緯
3. 2015年改訂の内容
 3. 1 合理的実施料率の算定
 3. 2 差止請求の制限
 3. 3 移 転
 3. 4 非差別的
 3. 5 互惠主義
4. 2015年改訂の考察
 4. 1 最小販売規格適合製品
 4. 2 全必須特許の価値の考慮
 4. 3 差止請求の制限
 4. 4 非差別的
 4. 5 移 転
5. 2015年改訂の影響
 5. 1 ANSIへの異議申立
 5. 2 反対派企業の動き

5. 3 賛成派企業の動き
5. 4 実施許諾しない宣言の増加
5. 5 IoT関連標準化作業への影響
5. 6 訴訟・係争への影響
6. おわりに

1. はじめに

標準規格を製品等に搭載するにあたって実施が不可欠な特許を標準規格必須特許（以下、必須特許）と呼ぶ。多くの標準化団体は、標準規格の策定に際しての必須特許の取扱いをペテントポリシーとして策定し、運用している。標準化団体によってペテントポリシーの細部の規定は異なるが、一般的には、標準化会合に参加する企業等が、必須特許と考えるものを保有して

* 次世代ペテントプラットフォーム研究会 弁理士
Kazuto KOBAYASHI

** 東京理科大学専門職大学院イノベーション研究科
技術経営専攻 教授 Mitsuyoshi HIRATSUKA

いる場合は、その必須特許を無償あるいは合理的かつ非差別的な条件（以下、FRAND条件）でライセンスする意思があること（又は、ライセンスする意思がないこと）を宣言（以下、FRAND宣言）させている^{1)~3)}。

標準規格の策定後、必須特許の多くは必須特許を保有する企業等が形成したパテントプールでライセンス許諾される。しかし、一部の必須特許は、標準規格策定に関わった企業から Patent Assertion Entity（いわゆるパテントトロール）等に譲渡されることもあり、パテントプールには参加しないアウトサイダーが、標準規格を使用した製品を製造等する企業に対して必須特許に基づく侵害訴訟（または係争）を起こし、高額のライセンス料を要求する事件が多発してきた^{4)~7)}。

必須特許に基づく侵害訴訟では、FRAND条件での適正な実施料の算定方法、必須特許に基づく差止請求の可否、「第三者のためにする契約」としてのFRAND宣言、FRAND条件の法的効力等が争点となった^{8)~10)}。このような状況を背景として、ITU等の幾つかの標準化団体においてパテントポリシー改訂の議論を重ねてきたが¹¹⁾、標準化団体のIEEEでは2015年にパテントポリシーの大幅な改訂を行った¹²⁾。

2. IEEEの概要

2.1 IEEEの組織構成

IEEE（The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc）は米国電気電子学会、電気工学・電子工学の分野の研究者の学会である。IEEEにはその組織内にIEEE-SA（以下、IEEEと総称）と呼ばれる標準規格策定の部門があり、Wi-Fi(802.11)やZigBee(802.15.4)に代表される通信・伝送の技術分野の国際的標準規格を策定し、産業界に多大な貢献をしてきた。

2.2 IEEEにおける標準化の手続

IEEEはSASBと呼ばれる役員会（board）のメンバーを選任して、標準化の策定・承認の運営を行っている。具体的な標準化の活動については、技術の分野別にStudy Groupと呼ばれる組織を設けている。

Study Groupでは標準化すべき技術的課題を検討し、標準化作業のプロジェクトとしてSASBに申請(PAR)する。SASBがこの申請を承認すると、Study Group内にWorking Groupが組織化され、標準化すべき技術の要件の定義とその実現方法について技術的な議論を行う。

Working Groupは、原則的にオープンであり、米国内外の企業の代表や個人資格で標準化会合に参加できる。Working Groupは、技術的な議論を重ねて、標準規格のドラフトについて概ね合意に至ったと判断すると、投票作業によって正式な合意形成を行う。投票で合意形成された標準規格ドラフトはSASBに提出される。SASBはRevComと呼ばれるレビュー組織において、提出された標準規格ドラフトの標準化の手順が適正であったかどうかの調査を行い、その結果をSASBに答申する。

以上の手順を経て、SASBでは最終的に標準規格として承認し、標準規格が発行される。

2.3 IEEEにおけるFRAND宣言の手続

IEEEにおけるFRAND宣言の手続としては、できるだけ標準化作業の早い段階で、会議への参加者に対して必須特許を保有しているかの確認を求め（パテントコール）、該当者にはLetter of Assurance（以下、LOA）と呼ばれるFRAND宣言書（保証の書簡）の提出を要請する¹³⁾。

LOAにおける宣言者は、以下から二者択一する。

① 必須特許を保有している（必須特許となる

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

可能性がある特許出願を含む)

- ② 必須特許を保有しているか合理的かつ誠意を持って調査したが、見つからなかった(わからない)

さらに、①の選択者は、以下の四択(a~d)から一つを選択する

- a: 無償でライセンスする
- b: 有償でライセンスする
- c: 特許権の権利行使をしない
- d: 特許をライセンスしない

「a: 無償でライセンスする」のオプションとしては次の選択肢がある。

- ・LOA提出者が提供しようとしているライセンス条件に実質的に類似のもの(ライセンス契約)があれば添付する。
- ・ライセンス条件として互惠主義を選択することができる。互惠主義については、後述する。

「b: 有償でライセンスする」のオプションとしては次の選択肢がある。

- ・Ex-Ante, 合理的実施料の1台あたりの実施料率または実施料の上限値。

Ex-Anteとは、2007年改訂で導入されたオプションで、自発的に実施料の上限値を事前に宣言する条項であるが、詳しくは次節で説明する。

- ・LOA提出者が提供しようとしているライセンス条件に実質的に類似のものがあれば添付する。
- ・ライセンス条件として互惠主義を選択することができる。

「c: 特許権の権利行使をしない」とは実質的に「無償でライセンスする」に等しいとも理解できるが、無償ライセンスとは区分されている。

「d: 特許をライセンスしない」を選択した場合は、IEEEのペテントポリシーはどのような取り扱いをするかについては明記していないが、Working Groupでは、そのような選択をした企業からの規格案を削除して、最終的な標準規格が「特許をライセンスしない」必須特許の

実施とならないように改訂して、特許侵害を回避することは可能である。

また、対象特許に関しては、以下から二者択一する。

- (i) 特許番号を記載
- (ii) 特許情報を示さない(Blanket)

Blanketとは全ての必須特許を許諾する包括宣言を意味し、IEEEのほかにはインターネットプロトコルの標準化団体IETF等が採用している。

以上、LOAの中の選択肢の部分を抜粋して表1に示す。表中の□は選択肢のチェックボックスである。

表1 LOAの選択肢

<input type="checkbox"/> 1. The Submitter may own, control, or have the ability to license Patent Claims that might be or become Essential Patent Claims. With respect to such Essential Patent Claims, the Submitter's licensing position is as follows (<i>must check a, b, c, or d and any applicable subordinate boxes</i>):
<input type="checkbox"/> a. The Submitter will make available a license for Essential Patent Claims without compensation to an unrestricted number of Applicants on a worldwide basis with other reasonable terms and conditions that are demonstrably free of unfair discrimination to make, have made, use, sell, offer to sell, or import any Compliant Implementation that practices the Essential Patent Claims for use in conforming with the IEEE Standard identified in part C.
<input type="checkbox"/> (Optional) A sample of such a license (or material licensing terms) that is substantially similar to what the Submitter would offer is attached.
<input type="checkbox"/> (Optional) Such a license will include a Reciprocal Licensing requirement.
<input type="checkbox"/> b. The Submitter will make available a license for Essential Patent Claims under Reasonable Rates to an unrestricted number of

Applicants on a worldwide basis with other reasonable terms and conditions that are demonstrably free of unfair discrimination to make, have made, use, sell, offer to sell, or import any Compliant Implementation that practices the Essential Patent Claims for use in conforming with the IEEE Standard identified in part C.

(Optional) These reasonable rates will not exceed _____ (e.g., percent of unit price, flat fee, per unit).

(Optional) A sample of such a license (or material licensing terms) that is substantially similar to what the Submitter would offer is attached.

(Optional) Such a license will include a Reciprocal Licensing requirement.

c. The Submitter without conditions will not enforce any present or future Essential Patent Claims against any person or entity making, having made, using, selling, offering to sell, or importing any Compliant Implementation that practices the Essential Patent Claims for use in conforming with the IEEE Standard identified in part C.

d. The Submitter is unwilling or unable to grant licenses according to the provisions of either a or b above or to agree that it will not enforce its Essential Patent Claims as described in c above.

2. After a Reasonable and Good Faith Inquiry, the Submitter is not aware of any Patent Claims that the Submitter may own, control, or have the ability to license that might be or become Essential Patent Claims.

2. 4 IEEEのペテントポリシー改訂経緯

(1) 2007年改訂ペテントポリシー¹⁴⁾

IEEEのペテントポリシーに規定するFRAND条件、特に「合理的な実施料とはいくらを示しているか」が不明確であるという指摘はペテントポリシー制定後の早い時期から課題となって

いた。IEEEは2007年にペテントポリシーを改訂し、出願中の特許も対象とすること、標準化会合で必須特許保有の有無を問うペテントコールの明確化、第三者が保有する必須特許の存在についての自発的宣言などの規定を追加した。

更に、2007年改訂で導入されたのがEx-Anteのオプションである。Ex-Anteとは必須特許を有償で許諾する意思があることを選択した企業に対して、あくまでも自発的に実施料（実施料率）の上限値を記載させるものである¹⁵⁾。これによって、標準規格の制定後に必須特許を保有する企業がFRAND条件であるとして要求する実施料が、標準規格を使用する企業の予想を超える金額であった、という事態が抑止される期待があった。

「自発的」としたのは、強制的に実施料の上限値を宣言させることは企業が実施料を相談するカルテル行為であるとの嫌疑を回避するため議論した結論であったと推認される。

当時の他の標準化団体の動きとして、前年の2006年に標準化団体VITAがペテントポリシーのオプションの規定として実施料（実施料率）の上限を宣言するEx-Anteを改訂案に導入し、米国司法省の承認を得ていたばかりであり¹⁶⁾、IEEEのペテントポリシー改訂も時流に乗った形で米国司法省に承認されたと推察される。

(2) 2015年改訂ペテントポリシー¹⁷⁾

しかし、2007年の改訂で導入されたEx-Anteのオプションを積極的に選択する企業はほとんどなく、その後も必須特許に基づく特許侵害訴訟・係争の発生が続いた。そこで、IEEEは2013年に内部に特許専門の委員会であるPatComを結成し、数ヶ月毎に会議を開催してペテントポリシー改訂の議論を再開した。その議論の帰結としてPatComのペテントポリシー改訂案は2015年2月に役員会（board）の投票により承認された。

IEEEは、パテントポリシーの改訂（以下、2015年改訂）に先立って、米国司法省にその改訂案の妥当性を打診し、改訂案は競争秩序を害するような影響はないとの回答をBusiness review request letterで得ている¹⁸⁾。

3. 2015年改訂の内容

3.1 合理的実施料率の算定

合理的実施料率（Reasonable Rate）の算定に関する2015年改訂のポイントは次のとおりである。

合理的実施料率の算定においては、必須特許がIEEE標準規格に組み込まれたことによって生じる価値があればこれを除く¹⁹⁾。実施料の対価は、特許発明であって、標準技術そのものではないからである。

合理的実施料率の算定では、特許発明を実施する最小販売規格適合製品の機能や発明的特徴（発明に関連する部分）に貢献する価値を考慮しなければならない。

合理的実施料率の算定では、同じIEEE標準規格の全必須特許の価値に照らして、必須特許の価値を考慮しなければならない。ロイヤリティ・スタッキングを抑制する意図である。

合理的実施料率の算定では、その必須特許の既存ライセンス契約を考慮することは可能であるが、明示的または暗示的な差止請求等の脅しによって高額化した既存ライセンス契約は考慮から除く。このような既存ライセンス契約の実施料は合理的ではないからである。

3.2 差止請求の制限

差止請求（Prohibitive Order）に関する2015年改訂のポイントは、差止請求を原則的には認めないと明記したことである。つまりは、FRAND宣言者（LOAを提出して承認された者）は、無償または合理的実施料のFRAND条件を

もって十分な補償であることに合意し、差止請求権の請求または行使は、例外を除き、認められない。

差止請求を認める例外的な事情とは、特許発明実施者が裁判所の合理的実施料等のFRAND条件の決定、特許権の有効性、権利執行力、特許の必須性、侵害性についての裁判所の判決、金銭賠償の裁定等、に従わない場合である。

端的に捉えると、特許発明を実施する企業は、特許ライセンス料の対価について争い、裁判で決着がつくまでは、差止請求の権利行使をされるリスクは大きくないことを2015年改訂ポリシーは示していると理解できる。

3.3 移 転

必須特許の移転（transfer）に関する2015年改訂のポイントは、FRAND宣言の義務を必須特許の全ての譲受人、移転先を拘束するとした点にある。

具体的には、FRAND宣言者（LOAを提出して承認された者）は、譲受人にFRAND宣言の義務を通知し契約書等で約束させ、さらには、その次以降の譲受人等にも契約書等で同様の義務の承継を約束させなければならない。

3.4 非差別的

非差別的（Any Compliant Implementation）に関する2015年改訂のポイントは、必須特許を実施している対象を規格適合実装品と定義し、その範囲を部品、半完成品、完成品を含むあらゆる製品またはサービスであることを明記したことにある。

その結果、FRAND宣言者（LOAを提出して承認された者）はライセンス対象者として製品（サービス）の上流から下流まで差別なく認める（すなわち非差別である）ことが必要となった。

3. 5 互恵主義

互恵主義 (Reciprocal Licensing) に関する2015年改訂のポイントは、FRAND宣言者 (LOAを提出して承認された者) は互恵主義を選択できるようにしたことにある。

すなわち、ライセンシーが実施許諾することを条件として「ライセンサーは実施許諾する」と選択するものであり、ライセンシーのライセンス条件に応じて「ライセンサーもライセンス条件を決めることができる」と選択するものである。

例えば、互恵主義で無償許諾を宣言した場合であっても、ライセンシーが保有する必須特許の許諾を有償とすることを求めたときは、提示者も保有する必須特許の許諾を有償とすることで対抗できる。但し、必須特許は同じIEEE標準規格に準拠することが条件である。

4. 2015年改訂の考察

4. 1 最小販売規格適合製品

米国では、特許実施料率の算定に際しては、製品全体をベースとする全市場価値ルール (EMVR) があるが、CISRO v. Cisco社米国訴訟 (2014) 等、近年の判例はEMVRの適用範囲は広いものではなく、特許発明を実施する必要最小の販売製品をベースとする最小販売規格適合製品 (SSPPU) の考え方が増えている。2015年改訂は、これら判例の状況を背景とするものであると考えられ、その影響は極めて大きい。

Wi-Fiチップの価格とそれを搭載したルーターやノートPCの価格の桁が大きく異なるので、同一の実施料率に対して算出される金額は大きく異なることとなり、特にFRAND宣言企業の実施料の収入目論見に影響することが予想される。

4. 2 全必須特許の価値の考慮

Microsoft社 v. Motorola社米国訴訟 (2013) 等の複数の裁判例で基準実施料を全必須特許の総件数で除算して、特許権者の必須特許の実施料の算定をしており^{8), 9)}、2015年改訂はこれらの判例を反映したものになっていることが確認できる。

4. 3 差止請求の制限

差止請求が無条件には認められないことは米国eBay判決 (2006年) で示されていたが、同判決は必須特許に限定されたものではなかった。

2015年改訂の翌年の2016年、日本では公正取引委員会が知的財産ガイドラインを必須特許に基づく差止請求を制限する改訂をして、「FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者」 (Willing Licensee) に対する差止請求権の行使は認められないことを明確化している²⁰⁾。

また、ドイツのデュセルドルフ地方裁判所がHuawei社 v. ZTE社の特許権侵害訴訟の係属中に、EU運営条約102条の必須特許の取扱いについて、2013年に欧州連合司法裁判所に質問を付託していたが、2015年7月、欧州連合司法裁判所は必須特許に基づく差止請求権の行使が「市場における支配的地位の濫用」 (EU運営条約102条) に該当しないのは、以下の条件を満たす場合に限りと判決しており²¹⁾、細部の条件は異なるものの、IEEEの改訂パテントポリシーと方向性を同一にする結果となった。

- ・必須特許権者は被疑侵害者に対して、必須特許及び侵害の態様を特定して警告し、被疑侵害者がFRAND条件でのライセンス契約を締結する意思があることを表明していること。
- ・その後、必須特許権者は具体的なロイヤリティ額及びその算定方法等を特定したライセンス提案を書面で提示していること。
- ・被疑侵害者が、必須特許の実施を継続し、商

慣習に従って、誠実に必須特許権者の提案に
応答するのを怠っていること。

4. 4 非差別的

最小販売規格適合製品の検討で述べたよう
に、同一の実施料率に対して、部品と完成品で
は、算定される対価が大きく異なるので、必須
特許権者はある部品が必須特許を実施している
場合でも、部品メーカーでなく、その部品を搭
載した完成品の完成品メーカーにライセンスを
求めることが多かった。

2015年改訂ではFRAND宣言者は部品メーカ
ーへのライセンスを拒否し、完成品メーカーに
ライセンスを強要することを制限する結果とな
った。

4. 5 移 転

FRAND宣言した特許権者の実施許諾の義務
は、宣言した特許を譲り受けた者、さらにはそ
の先の譲受者にも及ぶとする改訂に関しては、
近年のITU、ETSIでのパテントポリシーでも
ほぼ同様の内容の改訂がされており、今後、多
くの裁判でも同様の判断が示されることが予想
される。

5. 2015年改訂の影響

5. 1 ANSIへの異議申立

15年改訂に反対する複数の企業等は2016年2
月にIEEEの上位組織であるANSIに異議申立
(Appeal)を行った²²⁾。ANSI(American Nation-
al Standards Institute)は米国国家規格協会の
略称であり、アメリカ国内の標準化団体を管理
する組織である。ANSIは傘下にある標準化団
体の認定を行っている。

異議申立の理由は、ANSIはポリシーの変更
を行ったIEEEをANSI傘下の標準化団体として
再認定したが、IEEEの2015年改訂パテントポ

リシーはANSIのポリシーと整合せず、パテ
ントポリシー改訂の手続はANSIの必須要件に
適合していないので、IEEEは再認定されるべき
でない、というものであった。もっとも、
ANSIがIEEEを認定しないと判断したとして
も、IEEEのパテントポリシーが無効となるよ
うな規定等は確認されていないため、この異議
申立の実効性は不明である。

異議申立の結果についても確認できていない
が、ANSIのWebサイトで傘下の標準化団体の
リストを確認すると、IEEEも名を連ねている
ことが確認できる²³⁾。この異議申立は、パテ
ントポリシーに反対する企業と賛成する企業の
対立を世間に示す結果となった。

5. 2 反対派企業の動き

前節の動きに加え、幾つかの反対派企業は
2015年改訂のパテントポリシーに従う意思が
なく、2015年改訂前のパテントポリシーに従
ってLOAを提出する意向があることをIEEE
へのレター等で表明している^{24), 25)}。

実際に、既に標準規格が承認されている規
格について、既に「実施許諾する意思」を選
択したLOAを提出したものについて、改めて
「実施許諾しない意思」を選択したLOAを出
し直している企業をIEEEのWebサイトの特
許宣言(LOA)一覧で確認することができる。

また、ある反対派の一部の企業は、買収
した企業の必須特許については買収した企
業が2009年(2015年改訂前)に宣言した
LOAが有効であって、2015年改訂のポ
リシーは適用されないことを主張している。

これら企業の行為や表明に対するIEEE
の公式見解は確認できていない。

5. 3 賛成派企業の動き

改訂パテントポリシーを支持する企業
からは改訂前に提出した「実施許諾する
意思」を選択

したLOAについて、再度、「実施許諾する意思」を選択するとともに、新たに互惠主義を選択し、さらに、2015年改訂のпатентポリシーの写しを添付してLOAを再提出している事例がIEEEのWebサイトの特許宣言（LOA）のリストで確認できる。

патентポリシー改訂に際して、LOAの再提出は義務ではないことから推察すると、これらの行為は2015年改訂への賛成派企業のアピールの表明とも理解できる。

さらには、新たに追加された「互惠主義」を選択しておくことで、許諾する意思のない反対派企業に対しては、後日、許諾しない等に変更できるように、備えた行為であるとも推察できる。

5. 4 実施許諾しない宣言の増加

また、2015年改訂後、IEEEにおけるLOAの提出数は減少していることと実施許諾しない意思を選択したLOAが現れていることが報告されている²⁶⁾。上述したとおりIEEEのWebサイトで特許宣言の状況を確認すると反対派企業による実施許諾しないLOAの存在を確認することができた。

もっとも、LOAの提出数は、標準化会合の標準化活動の活発度と作業のフェーズにも依存するため、2015年改訂がLOAの提出数の減少の理由であるとはただちに結論することはできないと考える。

前述の通り、IEEEでは実施許諾しないLOAの提出がされた場合の取り扱いを明記していないが、実施許諾しない企業の規格案を規格ドラフトから削除することも可能であり、その結果として標準化の作業が遅延することも予想される。

5. 5 IoT関連標準化作業への影響

IEEEでWi-Fi関連の無線規格を策定している802委員会の各WG代表会議の議事録（2016年1月）を閲覧すると、WGの会議が4～6ヶ

月遅延したとの報告も確認された²⁷⁾。また、патентポリシー改訂の影響で、標準化の現場が混乱している状況もみられ、会議の議長がпатентポリシーに疑問を持つ参加者に対して、質問があれば上位の組織やPatComに直接問い合わせをするよう説明している議事も確認された。

802委員会では、802.11ah（Wi-Fi Halow）や802.15.4g等IoTに関連する近距離無線通信技術の標準化に注力しており、патентポリシー改訂の余波が標準化作業に影響するとなればIoT産業の発達において大きな支障となる。

そこで、IoT関連の標準化でのLOAの提出状況を調べてみた。802.11ahは無線LANの802.11の機能拡張であり、省電力と遠距離伝送を実現することにより、LPWAの無線技術と競っている標準規格である。802.11ahについて提出されたLOAの中には実施許諾しない選択をした企業の存在も確認されており、これが理由であったかどうかは不明であるが標準化作業も予定を遅延した後に承認された運びとなっている。

802.15.4gは、家庭のスマートメーターと収集制御局をマルチホップで接続することを特徴とする標準規格である。日本主導で同規格を推進するWi-SUNアライアンスが設立され、大きな期待が寄せられている。802.15.4gについて提出されたLOAの中では実施許諾しない選択をした企業は確認されなかった。

5. 6 訴訟・係争への影響

本稿の執筆時（2017年）において2015年改訂から2年半を経過しているが、上述のとおり2015年改訂に従わない企業が改訂反対を表明する等の動きは続いている。

2015年改訂の解釈を争点とする訴訟は現時点では確認されていないものの、今後、以下の内容を留意しておくべきであると考えられる。

第一には、1つの標準規格について2007年改訂патентポリシーと2015年改訂патентポリ

シーのダブルスタンダードが発生している事実である。標準規格を使用する企業は、FRAND宣言企業毎にどちらのポリシーに従ってFRAND宣言しているかを正確に把握しなければならない。

第二には、実施許諾しないと宣言した企業の規格案が最終的な標準規格から削除されたのか、残ったままなのか、公表されていない事実である（標準化会合に参加した関係者は知っているものと推認される）。実施許諾しない企業の保有する特許はある範囲内まで特定することは可能であっても、標準規格との関係が不明確なままでは標準化会合に参加していない第三者による特許リスクの判断は困難なものとなる。

従って、IEEEの責務として、実施許諾しないと宣言した企業の規格案と最終的な標準規格との関係性を明確にする必要があるのではないかと考える。

以上の事実を認識した上で、IEEEの標準規格を使用する企業にあっては、引き続き、IEEEの各標準規格についてのFRAND宣言者の企業等の動きを注視していくべきであろう。

6. おわりに

本稿では、標準化団体のIEEEの2015年のポリシーの改訂の内容を整理した上で、2015年改訂の内容が近年の訴訟や公正取引委員会の見解等とどのような関係があるかを考察した。また、2015年改訂後のポリシーを巡るIEEEおよび関連企業等の動きを説明し、考察を加えた。

注 記

- 1) 藤野仁三, 特許と技術標準: 交錯事例と法的関係, 八朔社 (1998)
- 2) 竜田敏男, 解説 ITU-T/ITU-R/ISO/IEC共通特許ポリシーの実施ガイドライン (2009)
- 3) 平松幸男, 知的財産専門研究, No.2, pp.101-115,

(2007)

- 4) 蔡万里, パテント, Vol.67, No.12, pp.95-109, (2014)
- 5) 鈴木将文, 標準必須特許の権利行使を巡る法的問題, (2014)
- 6) 高林龍, 知財管理, Vol.63, No.12, pp.1899-1910, (2013)
- 7) 田村善之, 知的財産法政策学研究, Vol.43, pp.73-107, (2013)
- 8) 小林和人, パテント, Vol.67, No.7, pp.46-57, (2014)
- 9) 上池睦・小林和人・平塚三好, パテント, Vol.68, No.10, pp.119-133, (2015)
- 10) 加藤恒, アップル対サムスン (iPhone) 事件—FRAND, ジュリスト, No.1475, (2015)
- 11) 永田健悟, ITUジャーナル, Vol.45, No.11, (2015)
- 12) IEEEのポリシーについて:
<http://standards.ieee.org/develop/policies/bylaws/sect6-7.html>
- 13) IEEEの特許宣言 (LOA) 一覧について:
<https://standards.ieee.org/about/sasb/patcom/patents.html>
- 14) IEEEの2007年改訂ポリシーについて:
What you need to know about the new IEEE-SA patent policy,
http://www.ieee802.org/802_tutorials/07-March/patent_policy_tutorial_0307.pdf
- 15) Ex-Anteについて:
https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/public_events/tools-prevent-patent-hold-ip-rights-standard-setting/exantereport.pdf
- 16) VITAの2007年改訂ポリシー改訂 (Ex-Ante導入) について:
<http://www.vita.com/Disclosure>
- 17) IEEEの2015年改訂ポリシーについて:
Tutorial for 802 on 2015 IEEE-SA Patent Policy Update,
http://www.ieee802.org/802_tutorials/2015-07/802_Patent_Policy_Tutorial_Slides_13_July_2014.pdf
- 18) IEEEの2015年改訂ポリシーに対する米国司法省の見解について:
<https://www.justice.gov/atr/response-institute-electrical-and-electronics-engineers-incorporated>
- 19) IEEEの公表資料では明確な説明はないが、必須

特許の価値（性能や販売貢献等）を特許技術の価値とそれが標準規格となった価値（例えば、普及によって高まった利便性）が足し合わされたものとし、後者については、特許技術の本来の価値ではないとの考え方に基づく算定と解される。

- 20) 日本の公正取引委員会の知的財産ガイドラインの改正について：
<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jan/160121.html>
- 21) 欧州連合司法裁判所の決定について：
<http://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2015-07/cp150088en.pdf>
- 22) ANSIへの異議申立について：
<https://mlexmarketinsight.com/insights-center/editors-picks/Technology-Media-and-Telecoms/cross-jurisdiction/ieee-accreditation-under-spotlight-at-us-standards-body>
- 23) ANSIの傘下の標準化団体について：
<https://eseries.ansi.org/source/directory/>

- 24) IEEEのペテントポリシー改訂後の会員企業の動きについて：
<http://patentperspectives.blogspot.jp/2015/12/ieee-after-new-patent-policy.html>
- 25) David J. Teece, Edward F. Sherry, The IEEE's New IPR Policy: Did the IEEE shoot itself in the Foot and Harm Innovation?
<http://businessinnovation.berkeley.edu/wp-content/uploads/2014/07/Tusher-Center-Working-Paper-No.-13.pdf>
- 26) Ron D Katznelson, Decline in non-duplicate licensing Letters of Assurance (LOAs) from Product/System companies for IEEE standards,
http://www.iam-media.com/files/LOAs-March-2016_stamped.pdf
- 27) http://ieee802.org/minutes/2016_01/2016-01-22-minutes-v1.pdf#page=4

(以上、URL参照日は全て2017年9月18日)

(原稿受領日 2017年10月1日)

